

工業用水道料金を1/2に軽減！

茨城県企業局では、産業の活性化を図るため、県内の工業団地等（※1）に新規に立地する企業を対象に、工業用水道の給水料金（※2）を1/2に軽減します。

（※1） 対象となる工業団地等は下記対象区域

（※2） 給水料金について、超過料金は含まない

● 優遇措置

- ・茨城県工業用水道条例に定める料金を、給水開始から3年間1/2に軽減（※3）
（阿見東部工業団地については5年間1/2に軽減）

（※3） 超過料金は対象外

● 対象

- ・適用対象区域内に新たに土地を取得（※4）し、その取得した日から3年以内に工場等を新設し、かつ工業用水道の受水を開始する企業等

（※4） 所有権、地上権、賃借権の権利の取得

● 適用期間

- ・平成16年4月1日から令和9年3月31日まで

● 対象区域

工業用水道名	対象となる区域
県南西広域	筑波北部工業団地（つくば市）、 阿見東部工業団地（阿見町）
鹿島1・2期	鹿嶋市、神栖市の給水区域全域
鹿島3期	神栖市の給水区域全域

● 優遇措置による料金

（単位：円/m³）

工業用水道名	優遇料金	通常料金
県南西広域	46.5	93
鹿島1・2期	9.0	18
鹿島3期	22.5	45

● 工業用水道料金についてのお問い合わせ先 ●

茨城県企業局業務課（〒310-8555 水戸市笠原町978番6）

TEL：029-301-4958 FAX：029-301-4989